

■教育行政のポイント

都教委“学校と家庭・地域の関係づくりガイドライン”

小川 正人

都教委が「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」(以下、ガイドライン)を策定した(2026年2月2日)。

文科省は学校の働き方改革の取組の一つとして業務の見直しを重視し、昨年9月に改正した大臣指針(本年4月1日から適用)で、「学校以外が担うべき業務」に「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」を新たに加え、その体制構築を教委に要請している。ただ、多様な課題や保護者からの要望等に対応する学校では、指針通りにできないケースもあることから、ガイドラインは、現場で状況に応じて柔軟に対応できるよう、対応が困難な事案への学校における教職員の具体的な行動として段階的な対応手順を例示するとともに、より困難な事案においては学校以外の第三者の助力を得ていく等の基本原則と手順を明示している。

他の教委・学校にも参考になるため、主に「社会通念を超える要望等への対応」を紹介する。

対応時の原則

長時間の面談は、学校業務に影響が生じるため、①教職員や保護者等の双方が対応できる時間帯で、原則、平日の放課後、30分までを目安(状況に応じ60分程度まで)に対応すること、②複数人対応を徹底し、電話対応でも交代するなど複数人が関与すること、③やり取りの内容では客観的に事実関係を記録することが大切で、記録内容を管理職等と共有することが必要——正確な記録のため録音を行い、その際には事前にその旨を案内すること、などとしている。

対応フロー

次のような標準的な対応手順を示しているが、状況により、話し合いの当初から管理職が中心となって対応したり、早い段階から専門家が関わることで

望ましい場合もあり、現場の実態に応じ柔軟な対応をとるようにとしている。

①要望の申し出:社会通念を超える要望等があった場合、その後の面談等を決定する際は、日程調整のみに留めることを原則 →授業の中断になるなどの支障が生じない対応が必要。相談には、基本的に誠実に対応し、具体的内容により時間等を判断

②面談の対応:1~2回目は、2人以上の教職員で対応 →面談の内容を複数で聞き、冷静なやり取り等を実施

・3回目から、副校長等管理職が中心となって対応(併せて弁護士に相談を開始) →回数が増える場合は、責任のある立場として管理職の同席も必要

・4~5回目から、弁護士や心理士等も同席(状況に応じて弁護士が代理人として対応) →学校の管理職や教職員に加え、専門家の知見も活用。弁護士による法律面からの対応に重点化

③第三者による助言対応:5回目以降に弁護士等から第三者的な場への相談を打診 →「学校と保護者等との関係推進コミッティ」(心理士、弁護士、医師等の専門家が、学校と保護者等の双方から意見を聴取し、第三者的機関として助言や解決策の提示を実施する)。そのほか、弁護士が学校の代理人として対応する「都立学校スクールロイヤー」等を活用

④対応の終了:真摯かつ丁寧に対応したにもかかわらず、社会通念を超える言動等が続き、業務に支障等が生じると判断した場合は、対応終了を検討→当該行為をやめるよう要請→対応の終了を説明→対応を終了→関係部署と情報共有、としている。

事後対応として、管理職は、該当教職員のメンタルヘルスケア等に取り組むことが大切で、サポート体制を整え、メンタル不調の兆候があった際には専門医療機関への受診を促すことも必要としている。

(おがわ・まさひと=東京大学名誉教授)

教師が安心して働ける学校づくりのために (予約受付中!)

こころが折れない職員室

【著】大石智／四六判／定価 2,420 円

本の詳細およびご予約は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

